

令和6年4月17日(水)	
資料提供	
担当課	考査課 石井(内2136) 森(内2115) 直通Tel.073-441-2136 ※令和5年度までは教育委員会との連名で資料提供していましたが、 令和6年度からは、当課単独での資料提供となります

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年3月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	7
職員等	0
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	7
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	7

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……令和6年3月分までは監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある課の職員が、市町村の職員に対して、暴言ともいえるような発言を行ったようだ。	担当課に調査を指示した結果、通報の事実は確認できなかったが、課内で、丁寧な対応するように周知した旨の報告を受けた。
② ある振興局に手続きで訪れた際、ある職員が、大きなあくびをしていた。県職員として失格である。	振興局に調査を指示したところ、事実が確認できたため、所属を通じて注意を行った。
③ ある振興局に、職務怠慢であったり、上司の指示に従わない職員がいる。	振興局に調査を指示した結果、事務処理の遅延や誤りの事実が確認できたので、注意した。
④ 県庁職員らしき者が、勤務時間外に飲食店前で喫煙している。また、勤務時間中にも、県庁以外の施設で喫煙している。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、勤務時間内外を問わず節度をもって喫煙するように庁内周知を行った。
⑤ 県民相談員が不適切な対応をした。	匿名通報で具体的内容が不明であるため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑥ ある太陽光発電事業が、県による計画認定前であるのに、造成実施をしている。	関係課に確認した結果、既に事業者には造成工事の中止指示等の対応を行っており、その後工事がされていないことを確認している旨の回答を得た。
⑦ ある振興局職員が、勤務中にパンを食べながらスマートフォンを触ってくつろいでいた。	振興局に調査を指示したところ、一部事実が確認できたため、所属を通じて注意を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	5	①②③④⑦
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	2	⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	4	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	②
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1	⑥
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	③⑦
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	1	⑤

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。